

目次

第1章 総 則

第1 目 的	2
第2 用 語	2
第3 運用上の留意事項	3
第4 基準の適用範囲	3

第2章 防火対象物

第1 政令別表第1に掲げる防火対象物の取り扱い	2-1
第2 収容人員の算定	2-46
第3 建築物の床面積及び階の取り扱い	2-74
第4 無窓階の取り扱い	2-100

第3章 消防用設備等の設置単位

第1 消防用設備等の設置単位	3-1
第2 開口部のない耐火構造の壁等の取り扱い	3-10
第3 渡り廊下等の壁等の取り扱い	3-30
第3の2 渡り廊下等の壁等に類するものとして消防庁長官が定める壁等の取り扱い	3-36
第4 政令第9条の取り扱い	3-57
第5 小規模特定用途複合防火対象物	3-62
第6 内装制限	3-77
第7 スプリンクラー設備を設置することを要しない構造の取り扱い	3-80
第8 水噴霧消火設備等の設置に係る取り扱い	3-111
第9 火災のとき著しく煙が充満するおそれのある場所の取り扱い	3-118
第10 避難器具の設置個数の減免の取り扱い	3-129
第11 誘導灯の設置を要しない部分の取り扱い	3-148

第4章 消防用設備等の技術基準(消火設備)

第1 消火器具	4-1
第2 屋内消火栓設備	4-12
第2の2 パッケージ型消火設備	4-72
第3 スプリンクラー設備(閉鎖型ヘッドを用いるスプリンクラー設備)	4-78
第3の2 開放型ヘッドを用いるスプリンクラー設備	4-135
第3の3 放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備	4-149

第3の4	ラック式倉庫に用いるスプリンクラー設備	4-178
第3の5	特定施設水道連結型スプリンクラー設備	4-214
第3の6	パッケージ型自動消火設備（Ⅰ型を用いるもの）	4-234
第3の7	パッケージ型自動消火設備（Ⅱ型を用いるもの）	4-251
第4	泡消火設備(固定式の泡消火設備(高発泡用泡放出口を用いるものを除く。))	4-258
第4の2	移動式の泡消火設備	4-276
第4の3	特定駐車場用泡消火設備	4-287
第5	不活性ガス消火設備（全域放出方式の二酸化炭素消火設備）	4-318
第5の2	不活性ガス消火設備（イナートガス消火剤を放射する不活性ガス消火設備）	4-354
第6	ハロゲン化物消火設備（全域放出方式）	4-366
第7	粉末消火設備	4-384
第8	屋外消火栓設備	4-407
第9	動力消防ポンプ設備	4-422

第4章 消防用設備等の技術基準(警報設備)

第10	自動火災報知設備	4-1
第10の2	無線式自動火災報知設備	4-111
第10の3	特定小規模施設用自動火災報知設備	4-118
第10の4	複合型居住施設用自動火災報知設備	4-131
第11	ガス漏れ火災警報設備	4-144
第12	漏電火災警報器	4-162
第13	消防機関へ通報する火災報知設備（火災通報装置）	4-173
第14	非常警報設備	4-188

第4章 消防用設備等の技術基準(避難設備)

第15	避難器具	4-1
第16	誘導灯	4-77
第16の2	誘導標識	4-114

第4章 消防用設備等の技術基準(消防用水及び消火活動上必要な施設)

第17	消防用水	4-1
第18	排煙設備	4-19
第18の2	加圧防排煙設備	4-40
第19	連結散水設備	4-71
第20	連結送水管	4-94
第21	非常コンセント設備	4-126

第 2 2	無線通信補助設備	4-137
第 2 3	非常電源	4-150
第 2 4	総合操作盤	4-197

第 5 章 特定共同住宅等

第 1	用語の意義・適用範囲	5-1
第 2	必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の設置区分	5-10
第 3	位置、構造及び設備の要件	5-44
第 4	区画貫通及び耐火性能	5-59
第 5	構造類型	5-66
第 6	特定光庭の取り扱い	5-128
第 7	必要とされる防火性能を有する消防の用に供する設備等	5-167
第 8	共同住宅用スプリンクラー設備	5-176
第 9	共同住宅用自動火災報知設備	5-196
第 1 0	住戸用自動火災報知設備及び共同住戸用非常警報設備	5-218

凡 例

無印：法令基準（法令解釈又は運用基準を含む。） ▲：行政指導基準であることを示す印 ●：法令基準に行政指導を加えた基準を示す印
--